

令和 6 年第 10 回東久留米市農業委員会総会 次第

1. 日時・場所 令和 6 年 10 月 25 日（金） 午前 9 時 30 分～

市役所 7 階 701 会議室

2. 出欠席

1 番	松本 正一	出・欠	2 番	野瀬 和昭	出・欠	3 番	野島 孝宏	出・欠
4 番	榎本 義彦	出・欠	5 番	吉田 勇	出・欠	6 番	並木 隆	出・欠
7 番	小宮 光夫	出・欠	8 番	高橋 圭一	出・欠	9 番	村野 清	出・欠
10 番	篠宮 仁	出・欠	11 番	篠宮 泰則	出・欠	12 番	岸 良晴	出・欠
13 番	吉奥 努	出・欠	14 番	野崎 武典	出・欠			

（出席 14 名、欠席 0 名、委員の過半数以上の出席により会議は成立）

3. 議事録署名委員 5 番委員・吉田 勇 6 番委員・並木 隆

4. 前回の議事録の承認 3 番委員・野島 孝宏 4 番委員・榎本 義彦

5. 審議事項

- （1）第 15 号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- （2）第 16 号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- （3）第 17 号議案 都市農地の貸借の円滑化に関する認定申請について

6. 専決処理事項

- （1）報告第 16 号 9～11 番 農地転用届出書の受理について（農地法第 4 条第 1 項第 7 号）
- （2）報告第 17 号 38～40 番 農地転用届出書の受理について（農地法第 5 条第 1 項第 6 号）

7. 協議事項

- （1）「令和 6 年度農業功労者」表彰事業の実施について
- （2）東久留米市農業施策に関する意見書（案）について
- （3）令和 6 年度北多摩地区優秀農業経営者表彰候補者の推薦について

8. 報告事項

- （1）都市農地流動化現地見学会について
- （2）生産緑地の農業者への斡旋について

9. その他

- （1）農地パトロールについて
- （2）JA 理事からの報告

10. 次回総会 令和 6 年第 11 回東久留米市農業委員会総会

令和 6 年 11 月 22 日（金）午前 9 時 30 分～ 市役所 7 階 703 会議室

令和6年第10回東久留米市農業委員会総会 進行台本

◎開会

○事務局長 只今より、令和6年第10回東久留米市農業委員会総会を開会します。

◎出欠席

○事務局長 委員の出欠席を確認します。出席14名、欠席0名、農業委員会会議規則第6条により、委員の過半数以上の出席により会議は成立となります。

◎議事録署名委員

○事務局長 3. 議事録署名委員につきましては、5番吉田 勇委員 6番並木 隆委員にお願いいたします。

◎前回の議事録の承認

○事務局長 4. 前回の議事録の承認に入ります。9月25日に開催しました第9回農業委員会総会の議事録について、3番野島 孝宏委員 4番榎本 義彦委員より承認を得ておりますのでご報告いたします。

以降の進行にあたりましては、農業委員会会議規則第4条により農業委員会会長が執り行います。

◎審議事項

○議長 5. 審議事項に移ります。(1) 第15号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、事務局からの説明を求めます。

○事務局 相続税の納税猶予に関する適格者証明についてご説明いたします。農地等に係る贈与税及び相続税の納税猶予等の適用にあたっては、租税特別措置法第70条の6第1項の規定を受けるために農業委員会の証明が必要となります。

資料「相続税の納税猶予に関する適格者証明」をご覧ください。

～事務局説明～

○議長 当該農地については、高橋委員も現地確認を行っておりますので、現状報告をいたします。

○高橋委員 ～補足説明～

○議長 ただいま、事務局および高橋委員より説明がありましたが、委員より質疑がございましたら挙手にてお願いいたします。

～質疑～

○議長 それではお諮りいたします。第 15 号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願についての採決いたします。本議案について承認される委員は、挙手をお願いいたします。

挙手多数、よって、第 15 号議案については、証明するものと決します。

～申請者入出～

～会長より納税猶予制度等について説明～

(終身営農・税務署に 3 年毎に継続証明の届出・適正管理等)

～申請者退出～

次に(3)第 16 号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、事務局からの説明を求めます。

○事務局 相続税の納税猶予に関する適格者証明についてご説明いたします。農地等に係る贈与税及び相続税の納税猶予等の適用にあたっては、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定を受けるために農業委員会の証明が必要となります。

資料「相続税の納税猶予に関する適格者証明」をご覧ください。

～事務局説明～

○議長 当該農地については、高橋委員も現地確認を行っておりますので、現状報告をお願いいたします。

○高橋委員 ～補足説明～

○議長 ただいま、事務局および高橋委員より説明がありましたが、委員より質疑がございましたら挙手にてお願いいたします。

～質疑～

○議長 それではお諮りいたします。第 16 号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願についての採決いたします。本議案について承認される委員は、挙手をお願いいたします。

挙手多数、よって、第 16 号議案については、証明するものと決します。

～申請者入出～

～会長より納税猶予制度等について説明～

(終身営農・税務署に 3 年毎に継続証明の届出・適正管理等)

～申請者退出～

○議長 続きまして(3)第 17 号議案 都市農地の貸借の円滑化に関する認定申請について、事務局からの説明を求めます。

○事務局 「事業計画の認定を受けるための要件等」をご覧ください。

農業委員会が審議する内容といたしましては、借受人が事業計画の認定の要件を満たしているかどうか審議する必要があります。今回の議案案件は、法人が借り受けるため、①～⑥の要件を満たす必要があります。

① ～⑥の内容としては、①都市農業の有する機能の発揮に特に資する耕作ができるか、②極端に高額な借賃でないか、③機械や労働力・技術が備わっているか等④⑤ ⑥を確認する必要があります。

それでは、第 17 号議案の説明を行います。資料「都市農地の貸借の円滑化に関する認定申請」をご覧ください。

～事務局説明～

○議長 当該農地については、私が現地確認を行っておりますので、現状報告をいたします。

○村野委員 ～補足説明～

○議長 ただいま、事務局及び私から説明がありましたが、委員より質疑がございましたら挙手にてお願いいたします。

～質疑～

○議長 それではお諮りいたします。第 17 号議案 都市農地の貸借に関する認定申請について採決いたします。本議案について事業計画の認定を承認される委員は、挙手をお願いいたします。

挙手多数、よって、第 17 号議案については、承認するものと決めます。

◎専決処理事項

○議長 6. 専決処理事項に移ります。（1）報告第 16 号 9～11 番 農地転用届出書の受理について（農地法第 4 条第 1 項第 7 号）、事務局からの説明を求めます。

○事務局 資料「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」をご覧ください。この届出は、所有権移転を伴わず農地を農地以外の地目に変更する場合に届け出てもらうものであり、東久留米市農業委員会の事務処理規程により専決処理案件となっております。

～事務局説明～

○議長 ただいま、事務局より説明がありましたが、委員より質疑がございましたら挙手にてお願いいたします。

～質疑～

○議長 続きまして（２）報告第 17 号 38～40 番 農地転用届出書の受理について（農地法第 5 条第 1 項第 6 号）、事務局からの説明を求めます。

○事務局 資料「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について」をご覧ください。この届出は、農地を農地以外の地目に変更し所有権移転を伴う場合に届け出てもらうものであり、東久留米市農業委員会の事務処理規程により専決処理案件となっております。

～事務局説明～

○議長 ただいま、事務局より説明がありましたが、委員より質疑がございましたら挙手にてお願いいたします。

～質疑～

◎協議事項

○議長 7. 協議事項に移ります。

（１）「令和 6 年度農業功労者」表彰事業の実施について事務局より説明を求めます。

○事務局 「令和 6 年度農業功労者」表彰事業の実施についての資料をご覧ください。東京都農業会議より、該当者の推薦依頼がありました。

「第 51 回農業委員会等功労者」につきましては、該当する者がおりませんでしたので、推薦者なしで回答させていただきます。「令和 6 年度農業功労者」につきましては、裏面をご覧ください。推薦期限につきましては、令和 6 年 1 1 月 2 9 日となっているため、今回の総会で受賞者を決めたいと思います。対象者につきましては、別紙 3 「農業功労者に対する感謝状細則」をご覧ください。

～事務局説明～

2. 対象者より

- ・ 地域農業の振興に貢献されてきた農業者であること。
- ・ 農業者グループ活動や経営者運動等の活動で功労のあった農業者であること。
- ・ 年齢が 6 0 歳以上であること。

が要件となっています。

○議長 事務局より説明がありましたが、いかがいたしましょうか。

○議長 農業委員会として令和 6 年度農業功労者表彰の推薦者を●● ●●様に決定することとします。推薦者への連絡は事務局からお願いいたします。

○議長 続きまして、（２）東久留米市農業施策に関する意見書（案）について、事務局より説明を求めます。

○事務局 資料「令和6年度東久留米市農業施策に関する意見書（案）」をご覧ください。

前回お示しした意見書（案）を少し修正いたしました。こちらの意見書（案）に皆様何か意見はございますか。ないようでしたら、11月22日（金）（11時～）に市長へ提出を行います。出席者は会長・会長職務代理、農業経営部会長、農地部会長、団体推薦の〇〇委員、農業経営者クラブ会長となりますので、出席をお願いいたします。

○議長 続きまして（3）令和6年度北多摩地区優秀農業経営者表彰候補者の推薦について、事務局より説明を求めます。

○事務局 資料「令和6年度北多摩地区優秀農業経営者表彰候補者に推薦について（依頼）」をご覧ください。推薦期限が11月29日（金）までとなっておりますので、今回の総会で候補者1名を決定したいと考えております。表彰対象者については、「北多摩地区農業委員会連合会優秀農業経営者表彰規定」をご覧ください。今年度から要件に変更があり、40歳以上の年齢要件が削除されました。

～内容説明～

表彰対象者の要件 規定の第2

- ・概ね10年以上農業に従事している者。
- （規定第2の（2）のア、イ、ウを読み上げ）

○議長 事務局から説明がありましたが、候補者を選定していきたいと思います。

～候補者選定・決定～

○議長 農業委員会として推薦者を●● ●●様に決定することとします。推薦者への連絡は事務局からお願いいたします。

◎報告事項

○議長 8. 報告事項に移ります。（1）農地流動化現地研究会につい吉奥委員より報告をお願いいたします。

○吉奥委員 ～報告～

○議長 （2）生産緑地の農業者への斡旋について、事務局より報告をお願いします。

○事務局 生産緑地の農業者への斡旋について、地区の農業者へお知らせをお願いします。

◎その他

○議長 9. その他に移ります。(1) 農地パトロールについて、事務局より説明をお願いします。

○議長 続きまして、(2) JA 理事から報告はございますか。

○篠宮委員 ～報告～

◎次回総会

○議長 10. 次回総会についてですが、令和6年第11回東久留米市農業委員会総会は、令和6年11月22日 午前9時30分より市役所7階703会議室にて行います。

○議長 只今をもちまして、令和6年第10回東久留米市農業委員会総会を閉会いたします。本日はありがとうございました。

令和 6年 11月 22日

議 長 村野 清 (自著)

5 番委員 吉田 勇 (自著)

6 番委員 並木 隆 (自著)